

平成30年第2回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成30年11月20日 開会

}

平成30年11月20日 閉会

吉田町議会

平成30年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月20日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○議事日程の報告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○議案第65号上程、説明、質疑、討論、採決	2
○町長挨拶	1 1
○議長挨拶	1 2
○閉会の宣告	1 2

開会 午前 9時00分

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成30年第2回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 12月定例会を前にして、議員の皆様にはお忙しい日々を送っておられるものと拝察いたします。その貴重な時間を割いて臨時会を招集いたしました。

何分のこと、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（藤田和寿君） 本日は、8番、杉本幸正君から、欠席の届け出があります。

ただいまの出席議員数は12名であります。

ただいまから、平成30年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田和寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、7 番、三輪正邦君、9 番、八木 栄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤田和寿君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

◎議案第 65 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 次に、日程第 3、第 65 号議案 特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成 30 年第 2 回吉田町議会臨時会に上程をいたします議案につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の制定について 1 件でございます。

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

第 65 号議案は、特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成 29 年に発生した元職員による不祥事にかかわる案件でございますが、この不祥事につきましては、事件発生当時から詳細を把握することができない状況であり、内部調査などによって発生直後から事務の正常化と再発防止の取り組みに努めてまいったところでございます。

長い間、こうした状況が続きましたが、このほど、11 月 2 日から公判が開始され、これまで不明であった部分が明らかとなり、当町としてもこれまでの取り組みが有効なものであると確信することができましたことから、この件に関して情報の全てを速やかに町民の皆様にも明らかにし、引き続き町政の信頼回復に努めてまいりたいと考えておりますが、このためにも今回、組織全体の管理監督責任を有する私自身の処分につきましても明らかにさせていただきたいと存じますことから、本臨時会を招集させていただき、私にかかわる給料の減額に関する条例の制定についての議案を上程させていただくことといたしました。

なお、給料の減額につきましては、他の自治体ではほとんど例を見ないものとなりますが、今回の不祥事が公務中に発生した事件であり、かつ職員が公僕としての役割に反して、町民の方を傷つけてしまったという事の重大さに鑑み、1カ月の給料の50%を減額する条例案とさせていただきますので、私の心中をお察しの上、よろしくご審議賜りたいと存じます。

以上が、上程いたします議案の上程理由並びに概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第65号議案について御説明申し上げます。

第65号議案は、特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページ、2ページをごらんください。

本議案は、さきに町長から御説明させていただきましたとおり、平成29年に当町元職員が引き起こした不祥事にかかわる案件につきまして、町長自らが組織全体の管理者としての責任を住民の皆様にお示しさせていただきたいということから、町長の給料の減額を行う内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

制定の内容でございますが、第1条は、本条例制定の趣旨を規定するものでございます。

この趣旨とは、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定にかかわらず、給料月額減額について必要な事項を定めるという本条例の趣旨を規定するものでございます。

第2条は、町長の給料を減額する額につきまして、給料月額の100分の50、減額の期間を平成30年12月1日から平成30年12月31日までとする内容を規定するものでございます。

附則につきましては、施行期日を平成30年12月1日からとし、平成30年12月31日をもってその効力を失うこととする内容を規定するものでございます。

以上が、総務課から議案につきましての御説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 以上で、上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時08分

再開 午前10時05分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名です。

引き続き、第65号議案 特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

これまで減給とかという条例のことは、先ほど全協でお話がありました住吉小学校の教員の公金横領事件、それから中山三星建材跡地の土地の取得のことに、それから違法公金支出金返還請求事件ということと、あと今回のと4回になると思います。5回ですか。何か足りなかったら後で教えてください。

それで、その中で今回、町長1人の減給ということでなっていますよね。それで、自分としては、これまでの中で事件が、先ほど理事もお話ししていましたが、町民を傷つけてしまった大変重い事件であったと言っていたように、本当にそう思うんですよ。にもかかわらず町長1人ということでありまして、以前、町長は副町長とか、その前は助役、収入役こういった方も同時に割合は違いますが減給したという、それを出したことがあるという事実があります。

そういう中でそのとき、町長は、副町長はなぜ減額の対象になるかということでございますけれども、「町長も副町長も一心同体でございますし、よく言うところのポリティカル・アポイントメント、政治的任用でございます。したがって、特別職である以上は当然連帯でもって責任をとると、これが基本的な形ではないかと思っております」ということを発言しているんです。にもかかわらず今回、それ以上の事件的には重たいというか、重大な事件だというふうに私はそう思っているんですけれども、町長もそう思っていると思えますけれども。

そういった中で、今回町長1人が50%の減給ということで、言ってることがこの間はそう言って、今回1人だもので、これまで言ったことで連帯責任だよと、すごくいいことを言ってそれなりにやってきてくれているんですけれども、それが今回違うものですから、なぜ今回はそうならなかったのかなという理由を伺います。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まず、4回ではございません、5回でございます。

1 回目が住吉小学校に派遣した役場職員の使い込み事件、2 つ目が旧中山三星建材の跡地売却の購入の件ですか、それから町議会に出られた増田宏胤氏の違法支出事件と、これが全て私の在任中でのことではなくて、私の在任する以前からの問題です。

今回の 50% が 4 回目。前回、私は公職選挙法違反を起こしましたので、私はやめております。したがって、基本的には私は 5 回目となります。

それから、なぜ副町長であるとか、そういう人間の責任を、連帯責任を問わないかと、これは非常に簡単なことをごさいますて、前のやめた須永副町長がおれば、当然連帯でございませけれども、横におります森泉副町長は事件発覚当時おりません。いない人間の責任を問うということは、基本的にあり得ないことをごさいますので、今回の場合は私 1 人ということをごさいます。

別に、私の言っていることに間違いはございませんので、むしろ議員のほうがそれらについて御理解がなかったのではないかと、このたびは思っております。

○議長（藤田和寿君） ほかにいかがでしょうか。

5 番、大石 巖君。

○5 番（大石 巖君） 5 番、大石です。

昨年の 10 月に開かれた臨時議会で同じような条例案が提出をされまして、私も含めて議会の中では反対が多数ということで否決がされました。その際、町長のほうから、そうした反対理由について文書でという話もあったわけですが、この 1 年間の経過の中で、先日の全容についての経過説明をいただいて、そうした我々の議員の声といいますか意見も、今回のその全容解明あるいは対処方法の中に一定程度、反映をされたんじゃないかなという感じがしています。

ですから、こうした現金の取り扱い、あるいは職員の管理、そうした問題について、これまでの経過を踏まえてもっともっとしっかりやっていただきたいというふうに思うわけですが、この今の八木議員の話の関連でもあるわけですが、今、特別職の責任の問題についてお話がありましたが、昨年の 10 月は当時直接の上司であった課長が減給という処分がありました。ただ、今度の事件には現金の取り扱いの問題、全庁的な取り扱い、たくさん部署があるわけですので、そうした取り扱いをどうするのかという問題がありますし、あるいは業務上の関連で殺人未遂ということも事件が起こったわけですが、そうした関連で、直接の上司も含めて庁内全体での縦の業務系統、課長の上には理事がいるわけですし、あるいはその人事を担当する総務課長もいるわけですし、そうした行政の内部の縦の系列、関連する方たちの責任問題はどうするのかということが、1 つ疑問に思います。

特別職は特別職として、先ほど町長の答弁がありました。私は一般職の中でそうした直接の課長だけの処分がいいのかという疑問がありますので、それだけでいいというお考えならそうですし、あるいはもう少し詳しく責任の所在を明らかにするということであればそれはそれでやっていただきたいと思いますが、その点について伺いたく思います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 過日の全員協議会で示しをさせていただいた資料につきましては、全容についてということで、公判を通じてわかった部分を主といたしましてまとめ上げております。また、再発防止につながるかどうかということも議員の皆様方にも御判断いただけるような、そういう項目を掲げさせていただいております。

その中に、過去に行った元職員、最も重い懲戒免職処分にしておりますが、これも処分を行っておりますので、それと直接の上司であった者の懲戒処分、これについても既に横領事件の公表の際にも、議会だけではなくて社会全体に対して明らかにしておりますので、あえてそれを書きとめた形で資料をまとめていないと、ただ、誰しもが知っているところだという判断のもとに資料はああやってまとめてあるということでございます。

今後、それ以外の事務方の職員についてということでございますけれども、今回あれだけ深刻な不祥事を起こしたわけでございますので、ほかの者の処分ということも検討は組織としてはされた経過はございますけれども、その職務に対してどういう職務権限を持っていたかというような、そういう職務権限と、特別職であれば政治的なところで処分を明らかにするということはあるんでしょうけれども、事務方はそうした職務が直接的に職務権限がない中では処分の対象にすることはまずできないというふうに思っております。また、一般的にはそうなっております。

そうした中で、私ごとも出ましたので申し上げますと、私、事件当時にそこに対する職務権限って全く持っておりません。人事的にも関与はしておりませんし、そういうところで職務権限があるところについては、直接的に指導的なところというのは、今まで処分できる範囲というのは課長だけであったということで、それ以外の事務方の処分ということについては職務権限上、及ぼすことができないであろうというような組織的な判断の中で行っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、大石議員のほうからお話があった件でございますけれども、塚本理事が今ちょっと説明をしましたけれども、全ての事務職員の場合は職務権限との関係でもって処分が決まります。議員がそのようにおっしゃるんですしたら、今、議員の話の中にございました総務課長とかそういうもの、職務権限というのはどのようなものだったのか、その辺について明らかにしてもらいたいと思うんですが、していただけるでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

私は先ほど質問の中で、横領事件の関連では現金の取り扱いは庁内全体に及ぶ業務、その中での一人の人の事件ということで、結果的に見れば直属の課長の処分ということで終わっているという印象があるわけです。

もう1点は、直接の課長も含めてそうした人事の配置、それが適正だったかどうかということになれば、これは人事担当の責任者の責任にも及ぶんじゃないかなと私は感じていますので、そうした課長の上に属する統括をする理事、系列からいけば課長を統括するのが理事だというふうに私は思いますが、それと人事担当の方のそうした行政上の責任があるんじゃないかなということで質問をいたしました。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の話を聞いていると、印象的に感想的に言われるんですけれども、総務課長はどのようなふうな人事責任があるのか、職務権限があるのか、今回の事件について教えていただきたい。

全ての職員の配置は私の責任でございます。単純な話、総務課長が、事件当時の課長ですね、そこにいたわけではございません。もしそういうことがあるとしたら、そんなことはあり得ないことですよね。あり得ないことを議員がこういう場で、公の場で持ち出すこと自体が私はおかしいと思うんですけれども、議員、それはおかしいと思いませんか。職務権限との関係で責任が生じるんですよ。

先ほど、だから八木 栄議員がおっしゃられた副町長の、これ副町長事件当時いないんです。いない人間の責任は問えないんですよ。そういうことですよ、それと同時に総務課長は人事の責任はないですよ。

例えば、今回は現金の問題なんかの場合についても、そういうものを全てちゃんとしていなかったというのは全て私の責任でございますので、ぜひともそれについて御理解いただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

役場庁舎内の組織系統からいけば、当然、そうした組織を統括する立場、あるいは人事管理を担当する課長というのが当然いるわけでして、そうした中で不祥事を未然に防ぐことができなかった、あるいは今後の改善点については、そうした方々を中心にして改善をする努力がこの1年間されてきたということで、私はその点での評価はしているわけですが、その当時のそうした事件が発生をしたということでの直接的な責任は、そうした統括をする理事あるいは人事管理を担当する課長にもあるんじゃないかなという感じが私はしたものですからそういう質問をいたしました。

町長からは、そうした直接的な責任はないという答弁でしたので、それは私のそうした認識の間違いだというふうになるのかなという感じがしております。当局に、それ以上の直接の担当の課長の責任以外には業務上の責任をとる該当者はいないという答弁でしたので、それについては了解をします。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 最終的に、議員に申し上げておきますけれども、責任の問題は職務権限との関係です。職務権限のない人間に責任が問われることはありません。

○議長（藤田和寿君） 大石 巖議員からは、お考えを訂正されて理解したということでもありますので。

○理事（塚本昭二君） 議長、反問させてください。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 本会議でこのようなことを申し上げなければいけないのは、甚だちょっと複雑な気持ちでございますが、今、特に理事職が出ましたので、理事職はどういう職だというふうにお考えなのか、人事サイドまで全て関与をしているとお考えなのか、どういう印象を持ってらっしゃるのか教えてください。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

庁舎の中の組織系統からいけば、トップに町長がいますが、それぞれ課長を統括するのが理事だと、私は組織的には思っていますので、そうした業務上の責任ということがあるんじゃないかなと感じていますが。

○議長（藤田和寿君） 組織図を多分、3月の定例会のときに御提出いただいて、その所管というんですか、特命事項とかそういった形で理事は今、吉田町に現在2名ですけれども、そういったことがありますので、十分調べてからの御質問がよろしいかと思えます。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 何度も申し上げるのは、本当私もうつらいんですけれども、理事にそういう責任はありません。はっきり言って、理事がやっているのは特命事項です。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 非常にこだわらせていただきますが、理事に事件発生当時、あそのこども未来課の所掌的な権限があったかのような発言をされましたので、そのようなものを議事録に残されると非常に迷惑でございますから、そこをこだわっております。

私が特命としてこども未来課とかかわるようになったのは、事件発生してからです。この事件に対しての対応と、それから解決に向けて、それから再発防止策などを講じることを特命として、そこで加えられました。

それ以前というのは、こども未来課を指導的に見る役割の者というのはおりますけれども、現在ははないという状況でございますので、そうした全体をごらんいただいて俯瞰して、町の例規集もそこに置いてありますので、それもちょうんと見ながら発言をしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今、塚本理事のお話ですと、要するに組織図の中で各課長がいて、それを統括するの役割の一つに理事がいるという私の認識で、今、発言をしましたが、そうした課長を統括する立場の理事ではなしに、町長からの特命事項の理事ということでの、今、説明をいただきましたので、私のそうした認識の違いだと、誤りだというふうなことですよね。私はそういうことで認識を改めたいと思えます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかはいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

現実的な話をします。

先ほど、未納の話を聞かせていただきました。9月に納付書の未納が2件と振りかえが5件、現実的に起きていますね。

これは今から放課後児童クラブとか、きょうの新聞でもそうですけれども、そういうものに関しての地方自治体の裁量権が多分ふえるでしょう。きょうの朝日新聞にはそんなことが載ってましたので。

その中で、これを見たときに私が心配するのは、給食費とかいろんなものがそうなんだけど、全体的に全庁的なものがそうなんですけれども、必ずそこに払えない人とかおくれる人とか、それが出てきますよね、そうして県もそうですよね、住宅のやつなんかは夜行くでしょ、現実的ですよ。それがいくら振り込みであり、引き落としにしてあっても、それらが

出てきたときに意図的でなければいいんだけど、意図的にやってくる場合もあるわけですから。

そうすると、そのときに今回のようなものの、私は前回反対したのは、確かな、皆さん役員、職員全ての人を守るために何をするか、そのやつが一番大事だろうということで反対させていただいたんですけれども、今回、こういう2件動きが出てきて、これからもっと児童クラブも含めて入ってくる人たちが入る条件が緩やかになってきたときに、町ではこれからもっとふやすようと考えていますから、そのときにそういうものが必然的にふえてきます。これはもう必然的ですよ、それはもう統計として出てるんですから。そのときに、町のほうではこれから実際に、どうしたって最終的には行かなければならないです、必ず行かないかん。それ以外のことはできませんから。フェース・ツー・フェースしかできないでしょうから。そのときの対応策というのは、どのような形で考えていますか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 滞納整理ということについては、今始まったことではなくて、ほかのところの料金、それから税金等々、いろんな公金がございますので、その中で滞納が全くないなどという状態はなかなかございませんので、滞納の中でも、今おっしゃられたような意図的なものの中にはございます。口座振替などであれば、指定の口座にたまたまお金が入っていなかったとかいう場合もございますし、いろんなケースがございますので、それに対しては、個別に1件ごとに処理をしていかないとなかなか対応できないというものでございますので、現在の当町だけではなくて、全体的に、全国的にそういうものだと思っておりますが、滞納整理についての事務量というのはやはりふえておりますし、かなり根気も要するというようなものでございますが、放課後児童クラブも以前は全く滞納がない状態から、一時的な滞納というふうに捉えておりますけれども、それを何回か接触をさせていただくことによって解消していただけるというような程度のものだというふうに思っておりますので、ほかの公金と同じように放課後児童クラブの利用料金についても滞納が発生しない、発生した場合は個別にしっかりと対応していくということで処理をしていかざるを得ないと。

相手のあることでございますので、相手がそれに応じていただけないというような場合もなかなかありますので、今、税などではかなり法的にも条例の中でも滞納処分をしっかりとできるようなバックボーンになっていきますので、そういうあらゆる手段を講じて税の公平性というのを保っていくということを行っておりますが、ほかの公金についても、利用だけして対価を払わないという、そういう状況というのは非常に不公平感が残りますので、そうした状況を生まないように何ができるかということも、しっかり研究しながらその場に応じた適切な対応をしていくということを継続してまいるしかないというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

聞いたのは、確かにそのとおりにやっていく、そういう機会がふえていきますよね、必ずそういうことはゼロ、だから特定をしているわけではなくて、そういう一般論としてやったときに。

きのう、ちょっと担当課の課長とちょっと話をしたときに、常に2人で行っていただく。それで2人で行っていただくということに関しては要するに、守るために、守るため、両方を守る、加害も被害も。そのためのその条件をとればいいわけですから。

その条件のとり方として、2人で行っていただくと。それはやっぱり夜に行ったときに、町として課長としてやることは何かと聞いたときに、口頭で報告をしていくという話を聞いたものですから、実際には、これだけだんだんIT化されながら、ものすごく責任が重くなりながら、実際には私が考えているのは、タイムカードのような、タイムカードではないけれども、課長が受けたときに受けましたよと、了解しましたよと、そういうものがこの中にあればその流れが非常にわかりやすく、そして少なくともその旨に関しては何かあったときには相手にも言えるでしょうから、守るための方法として。

そういう意味で、例えば行くときに課長が連絡を受けて、いいですよではなくて、最終的に言った言わないの問題になりますから、何か不祥事があつたりすると。そういうときに、そういう現実的なものの取り扱いとか、そういうものができないかなど、私が考えたのは。

それが自分の中でやるべきことが何だろうというやつ、守るための、防ぐための、何だろうというのは、そういう具体的などころだったんです。現実的にはやっぱり何か表示をして、文章化して、そうしていくことがやっぱり守ることなんじゃないかと思ったものですから、そういう形の方法はどうでしょうかということで聞かせていただいたんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 議員、今回の職員が場外へ行ったときの方法論として、そういった対応も必要なんじゃないかといったような御質問ですね。一般事務ではなくて、今回の案件に関してですね。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 御質問にあつたとおり、非常にその現場対応というのは難しいものもございまして、期限を伴うような場合もございまして、今の職員の勤務状態の管理というのは、昔ながらの、本当にフェース・ツー・フェースによるようなものを中心にして成り立っておりますので、もう少し記録を残しながら、後々まで管理できるような、そういう執務の仕方についても今後検討をしながら、職員の適切な勤務も含めて勤務の仕方の環境というのは今後検討して、もう少し従来の方法ではなくて現代に沿ったような、そういうやり方も検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 以上で、平成30年第2回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 今回の職員の不祥事件について、私の管理監督責任、その責めに給料50%の減額ということで、皆さんのさまざまな御意見をいただき、結果として可決をいただきまして、何かありがたいと言うのは複雑な気持ちでございますけれども、一応、これで私の管理監督については明らかにさせていただきましたので、本当に皆さんに感謝申し上げたいと思っております。

本当に、先ほど、八木 栄議員の質問のときにも申し上げましたけれども、基本的に、この町でトップの管理監督の責任をとるというのは、私以外、どなたもございません。

先ほど、塚本理事からも職員の民間の事業所でどうのこうのという形で停職1カ月の職員がございましたけれども、そのときは当然、現在の情勢に鑑みれば即ち懲戒免職でございます。それでも、そのときの町長は何の責任もとりません。こういうのは幾らでもあります。在職中に公職選挙法にひっかかってやめずにそのまま居直った人間たちもおりますし、首長ですよ、そういうの幾らもあります。

しかしながら、やはり最終的な責任というものは、トップにあるということは歴然たる事実でございますので、やはり、組織の引き締め、組織の立て直し、そういうようなものをやったりやるためには、即、トップというものがその都度、襟を正す必要があると。

昔で申し上げれば、非常に昔というものは非常に厳しいものでございまして、江戸時代であれば、その責にある者が必ず死罪です。そのくらい管理監督責任とは重かったというわけでございますけれども、現在はそこまではいっておりませんけれども。

しかしながら、最終的な責任というものは、全てトップにあるというようなことは、歴然としておりますので、今後とも、そういったことがあれば私は自分で責任をとらなきゃならないと思っております。

本当に、自分が手を染めた場合には、確実に自分で自分の首をはねる、こういうことになります。現実には、私はこの前の公職選挙法違反のときには、自分で自分の首をはねました。はねなかった人間もおりますけれども、はねた人間もおります。しかし、本当に一番大事なことは、いざという場合には自分のその責任を明らかにして、出处進退を明らかにすることであると思っております。

議員の皆さんもこれから12月議会が控えておりますけれども、ぜひとも、12月議会、また新たな気持ちで臨まれるよう、切にお願いし、私の閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（藤田和寿君） 本臨時会におきましては、予定されました議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。

これも、議員各位の終始、極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（藤田和寿君） これで、平成30年第2回吉田町議会臨時会を閉会いたします。御協力いただきありがとうございました。

閉会 午前10時40分